

International tax alert

海外タックスデスク ニュース

米国税制法案改正 欠損金の繰戻期間の延長

2009年11月6日、オバマ大統領は2009年Worker, Homeownership, and Business Assistance Act (以下「本法律」といいます。)に署名しました。本法律には、規模に関係なく、ほとんどの法人の2008年又は2009年に発生した一定の欠損金について、最大5年間の繰戻を容認する規定が含まれています。

概要

2009年American Reinvestment and Recovery Act(米国再生・再投資法)(ARRA)により、欠損金の繰戻期間は通常2年間ですが、『適格小規模事業』に該当する法人についてのみ、2008年に発生した欠損金の繰戻期間が最大5年間に延長されました。しかし、本法律は、法人の規模の大小に関わらず、『適格欠損金』について、2年間から最大5年間の繰戻を選択することを認め、その恩恵をさらに広範囲に広げようというものです。これに加えて、今回の制度は、代替ミニマム税に係る欠損金の繰戻額を90%に制限する措置を停止し、100%の繰戻しを認めています。

適格欠損金

本法律が適用される適格欠損金とは、2008年又は2009年に開始あるいは終了する一の事業年度において発生した欠損金を指します。結果として、納税者は、一事業年度に係る欠損金についてのみ、繰戻期間の延長を選択できることとなります。

制限事項、期日

本法律を適用し、欠損金を5年前の事業年度に繰戻す場合、その繰戻す金額は当該5年前の事業年度の課税所得の50%に相当する額を限度とします。この限度額を超える欠損金の金額については、4年前の事業年度以降に繰戻すことができ、また、その繰戻し金額については当該所得の50%制限の適用はありません。

本法律適用の申請期日は、2009年中に始まる直近の事業年度に係る連邦所得税申告書の提出期限(延長を含む)の期限日となっています(例:12月31日決算法人の場合、2010年9月15日)。一度申請すると、本法律適用の取り消しはできません。IRS(内国歳入庁)により、適用の申請に係る手続は規定されることになっています。

不適格法人

Fannie Mae, Freddie Mac並びに不良資産救済プログラムの恩恵を受けている法人には、繰戻期間延長の適用は認められていません。これらの法人の関係会社や、2008年又は2009年中にこれら法人の関係会社であった法人についても、適用はできません。

発効日

原則として、2008年1月1日以後に終了する事業年度に発生した欠損金について、繰戻期間の延長が適用されます。また、代替ミニマム税に係る90%の欠損金控除制限の停止については、2003年1月1日以後に終了する事業年度に適用されます。

本記事は、International Tax Alert "Extension of US NOL carryback period" 英語版記事の抄訳となります。

Contact

国際税務部

向田 和弘	パートナー	+81 3 3506 2540	kazuhiro.mukaida@jp.ey.com
奥津 晃	シニアマネージャー	+81 3 3506 2083	akira.okutsu@jp.ey.com

国際税務部では、日本および海外の税務に関連する以下のサービスを提供しています。

- ▶ 海外進出に係る税務アドバイス(現地および日本)
- ▶ 海外でのM&Aにおけるストラクチャリングアドバイス
- ▶ M&A後の組織融合のためのグローバル組織再編アドバイス
- ▶ 連結実効税率最適化のためのサプライチェーンマネジメント(TESCM)
- ▶ 持株会社、ファイナンスカンパニーの設立アドバイス
- ▶ 多国籍グループ内における国際税務リスクマネジメント
- ▶ 国際税務戦略立案、実行のサポート、など

Ernst & Young

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクション・アドバイザリーサービスなどの分野における世界的なリーダーです。全世界の14万4千人の構成員は、共通のバリュー(価値観)に基づいて、品質において徹底した責任を果たします。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

詳しくは、www.ey.comにて紹介しています。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。

詳しくは、www.eytax.jpにて紹介しています。

©2009 Ernst & Young Shinnihon Tax
All Rights Reserved.

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。